

## 法人税 マスター講座



# 役員の定義と役員給与



税理士  
平井 満広

掲載テーマ  
役員の定義と役員給与  
・使用人兼務役員と退職金  
・交際費の取扱い  
・会議料の取扱い  
・報酬取扱い  
・賞与無効の処理



役員とは、法人から委任を受け  
て経営を行なう人のことをいいま  
す。一方で法人に雇用されて業務  
に従事する人を「使用者」とい  
います。

法人税法の役員には、株式会社  
等の取締役、執行役、会計参与、  
監査役、一般社団法人等の一理  
事、監事、解散した法人の清算  
手続きを行う「清算人」のほか、

法人の経営に従事している一定の  
人を含めます。(「みなし役員」)

「使用者以外の者」とは、取締  
役等には就いていないが使用者で  
もない人のことで、相談役や顧  
問、総裁や組合長等が該当します。

ただし営業所長や工場長、支店  
長や支配人、主任といった単なる  
組織上の役職や地位だけしか持た  
ない人は「使用者以外の者」に含  
められています。

思を反映させることをいいます。  
・職制の決定  
・販売計画  
・仕入計画  
・製造計画  
・人事計画(任免、給料や賞与の  
決定)  
・資金計画(借り入れや増資の決定)  
・設備計画など  
オーナー社長の奥様が経理担当  
として会社で働いているケースで  
考えてみましょう。

奥様の仕事が現金管理や会計記  
帳といった簡単な業務だけであれ  
ば、「経営に従事している」とは  
「みなし役員」となります。

### 法人税法上の 役員給与の取扱い

法人が役員に支給する給与を  
といいます。

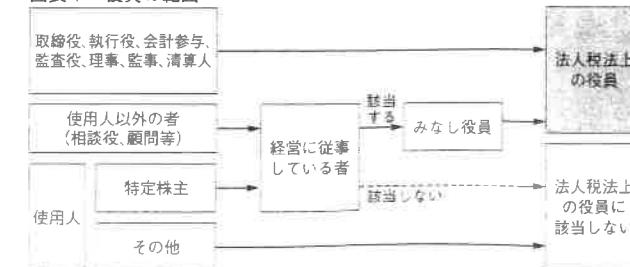
「役員給与」の取扱いは以下のよ  
うになっています。

(1) 定期同額給与  
・定期同額給与とは、給与を支給額  
するタイミングが「月払い」や「週  
払い」などになります。

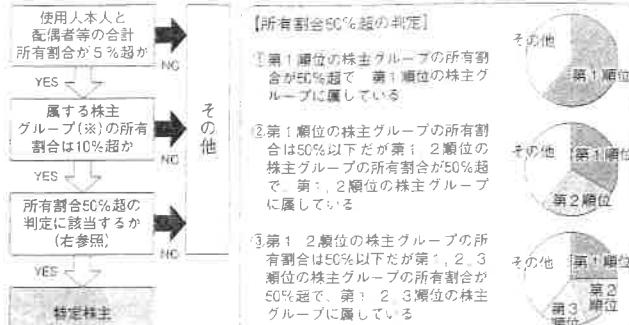
(2) 事前確定届出給与  
・事前確定届出給与とは、支給す  
る時期や金額を事前に決めて、そ  
の決めた内容に基づいて支給する  
給与のことです。一代表取締役に  
支給する「同一族会社が非  
常勤役員に年2回給与を  
支給する」といった場合

でも、不適切に高額な部分の金額  
は、過大な役員給与として損金と  
はなりません。次の2つの判定基  
準と比べて、いずれか多い金額が  
損金不算入となります。

### 図表1 役員の範囲

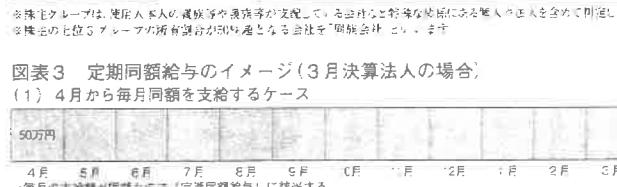


図表2 特定株主の判定



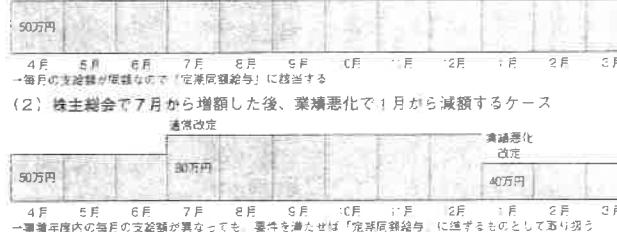
### [所有割合5%超の判定]

- ① 第1順位の株主グループの所有割合が5%超で 第1順位の株主グループに属している
- ② 第1順位の株主グループの所有割合が5%超で、第1、2順位の株主グループの所有割合が50%超で、第1、2順位の株主グループに属している
- ③ 第1、2順位の株主グループの所有割合が50%以下だが第1、2、3順位の株主グループの所有割合が50%超で、第1、2、3順位の株主グループに属している

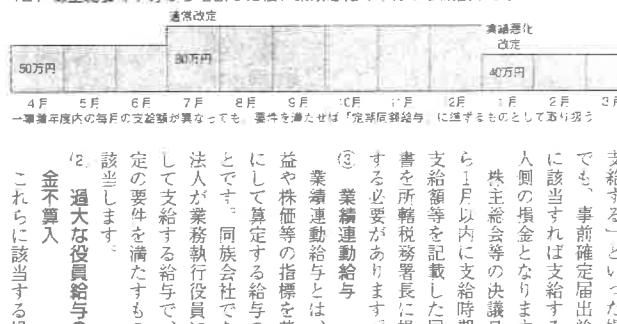


図表3 定期同額給与のイメージ(3月決算法人の場合)

(1) 4月から毎月同額を支給するケース



(2) 株主総会で7月から増額した後、業績悪化で1月から減額するケース



ただし、事業年度内に給与額を改定した場合でも、次の場合は定期同額給与に準ずるものとして取り扱われる

・代表取締役の急逝によりやむを得ず他の役員が代表取締役に昇格して改定する場合等の「臨時改定」

・代表取締役の急逝によりやむを得ず他の役員が代表取